公開買付説明書

2026年11月

OPI・ITホールディングス株式会社

（対象者：アイビーシー株式会社）

公 開 買 付 説 明 書

本説明書により行う公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は法第27条の９の規定により作成されたものであります。

本説明書においては、本公開買付けに関してOPI・ITホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2026年11月12日付で関東財務局長に対して提出した公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）に記載された事項（公開買付開始公告に記載すべき事項を除きます。）を省略しております。本公開買付届出書に記載された本公開買付けの具体的な内容は、本公開買付届出書をご参照ください。

なお、本公開買付届出書は、金融庁の電子開示システム（ＥＤＩＮＥＴ）の「書類詳細検索」画面より、提出者名称に公開買付者である「OPI・ITホールディングス株式会社」と入力し、「書類種別を指定する」で「公開買付届出書」と指定して検索を行うことで内容を確認することが可能です。

ＥＤＩＮＥＴのＵＲＬは以下のとおりです。
https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/

公開買付者の氏名又は名称　　OPI・ITホールディングス株式会社
公開買付者の住所又は所在地　　東京都港区浜松町二丁目４番１号

１．公開買付けの目的

公開買付者は、オリックス株式会社（以下「オリックス」といいます。）の連結子会社であるAPRESIA Systems株式会社（以下「アプレシア」といいます。）及びその完全子会社であったエイチ・シー・ネットワークス株式会社（2026年11月12日現在、公開買付者の完全子会社であり、オリックスの連結子会社です。以下「エイチ・シー・ネットワークス」といいます。）の２社を株式移転完全子会社とする共同株式移転により、2026年８月28日付で、アプレシア及びエイチ・シー・ネットワークスの株式移転設立完全親会社として設立された株式会社です。2026年11月12日現在、オリックス及びその子会社であるオリックス・プリンシパル・インベストメンツ株式会社（以下「オリックス・プリンシパル・インベストメンツ」といいます。）を業務執行組合員とするOPI2002投資事業組合、並びに一般社団法人OPI（注１）（所有する公開買付者の株式数及び公開買付者の発行済株式（公開買付者が所有する自己株式を除きます。）の総数に対する割合は、OPI2002投資事業組合が1,499,999株・100.00％（小数点以下第三位を四捨五入）、一般社団法人OPIが１株・0.00％（小数点以下第三位を四捨五入）です。）が、公開買付者の発行済株式の全て（ただし、公開買付者が所有する自己株式を除きます。）を所有しております。

（注１）　一般社団法人OPIは、事業への投資及び経営のコンサルティングを行うことを目的として2015年９月１日に設立され、代表理事はオリックスの常務執行役である三宅誠一が務めております。

公開買付者は2026年11月11日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場しているアイビーシー株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、2026年11月12日現在、公開買付者、OPI2002投資事業組合、一般社団法人OPI、オリックス・プリンシパル・インベストメンツ、アプレシア、エイチ・シー・ネットワークス及びオリックスは、対象者株式を保有しておりません。

本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年11月11日付で、対象者の筆頭株主であり、対象者代表取締役会長CEOである加藤裕之氏（所有株式数：2,064,200株、所有割合（注２）：37.14%、株主順位（注３）：第１位、以下「加藤氏」といいます。）及び加藤氏の資産管理会社であるプラスフジ株式会社（所有株式数：500,000株、所有割合：9.00%、株主順位：第２位、以下「プラスフジ」といい、加藤氏と併せて、以下「加藤氏ら」といいます。）との間で、公開買付応募・不応募契約を締結し（以下「本応募・不応募契約（加藤氏ら）」といいます。）、(ⅰ)加藤氏は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数：2,064,200株、所有割合：37.14%。以下「本応募株式」といいます。）を本公開買付けに応募し、プラスフジは、その所有する対象者株式の全て（所有株式数：500,000株、所有割合：9.00%。以下「本不応募株式（プラスフジ）」といいます。）を本公開買付けに応募しない旨、(ⅱ)本公開買付けの成立後、公開買付者が対象者に要請する予定の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づく対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）が開催される場合には、プラスフジは、本不応募株式（プラスフジ）に関して、本株式併合に関連する議案に賛成の議決権を行使する旨、及び(ⅲ)プラスフジは、本自己株式取得（以下に定義します。以下同じです。）に応じて本不応募株式（プラスフジ）を対象者に対して売却する旨を合意しております。

（注２）　「所有割合」とは、対象者が2026年11月11日に公表した「2026年９月期　決算短信〔日本基準〕（非連結）」に記載された2026年９月30日現在の対象者の発行済株式総数（5,751,600株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（194,159株）を控除した株式数（5,557,441株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の記載において同じです。）をいいます。

（注３）　「株主順位」とは、対象者が2026年５月14日に提出した第24期半期報告書に記載された2026年３月31日現在の順位をいいます。

また、公開買付者は、2026年11月11日付で、光通信ＫＫ投資事業有限責任組合（所有株式数：364,600株、所有割合：6.56%、株主順位：第３位、以下「光通信ＫＫ　ＬＰＳ」といいます。）、ＵＨ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ　２投資事業有限責任組合（所有株式数：298,600株、所有割合：5.37%、株主順位：第４位、以下「ＵＨＰ２　ＬＰＳ」といいます。）、エスアイエル投資事業有限責任組合（所有株式数：33,600株、所有割合：0.60%、以下「エスアイエル　ＬＰＳ」といいます。）及びＨＩＫＡＲＩ　ＴＳＵＳＨＩＮ　ＩＮＶＥＳＴＭＥＮＴＳ　ＯＫＩＮＡＷＡ株式会社（注４）（以下「ＨＴＩＯ」といい、光通信ＫＫ　ＬＰＳ、ＵＨＰ２　ＬＰＳ及びエスアイエル　ＬＰＳと併せて、以下「本不

応募合意株主（光通信グループ）」といいます。また、本不応募合意株主（光通信グループ）及びプラスフジを総称して、以下「本不応募合意株主」といいます。）との間で、公開買付不応募契約（以下「本不応募契約（光通信グループ）」といいます。）を締結し、(ⅰ)本不応募合意株主（光通信グループ）は、本不応募契約（光通信グループ）の締結日時点で本不応募合意株主（光通信グループ）が所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：696,800株、所有割合：12.54%。以下「本不応募株式（光通信グループ）」といい、本不応募株式（プラスフジ）と総称して、以下「本不応募株式」といいます。）について、本公開買付けに応募しない旨、(ⅱ)本臨時株主総会が開催される場合には、本不応募合意株主（光通信グループ）は、本不応募株式（光通信グループ）に関して、本株式併合に関連する議案に賛成の議決権を行使する旨、(ⅲ)本不応募合意株主（光通信グループ）は、本臨時株主総会の基準日以降本株式併合の効力発生日の前日までの間に、本不応募株式（光通信グループ）について、ＨＴＩＯが683,400株（所有割合：12.30%。以下「本不応募株式（ＨＴＩＯ）」といいます。）を、株式会社ＵＨ５（以下「ＵＨ５」といいます。）、光通信株式会社（注５）（以下「光通信」といいます。）、株式会社ＵＨ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ　２（注６）（以下「ＵＨＰ２」といいます。）、株式会社エスアイエル（注７）（以下「エスアイエル」といいます。）及び株式会社オプタ（注８）（以下「オプタ」といいます。）の５社（総称して、以下「本現物分配予定先」といい、本不応募合意株主（光通信グループ）、本現物分配予定先及び光通信ＫＫ第５号投資事業有限責任組合を併せて、以下「光通信グループ」といいます。）が合計で13,400株（所有割合：0.24%）を、それぞれ所有することとなるよう、現物分配を実施する旨（かかる現物分配を以下「本現物分配」といいます。）（注９）（注10）、(ⅳ)ＨＴＩＯは、本株式併合の効力発生後、本不応募株式（ＨＴＩＯ）の全て（所有株式数：683,400株、所有割合：12.30%）について、本自己株式取得に応じて対象者に対して売却する旨を合意しております。

（注４）　光通信グループによれば、光通信の連結子会社であるＨＴＩＯは、2026年11月12日現在、対象者株式を直接所有しておりませんが、光通信ＫＫ　ＬＰＳ、ＵＨＰ２　ＬＰＳ及びエスアイエル　ＬＰＳに出資を行っている無限責任組合員であるとのことです。

（注５）　光通信グループによれば、光通信は、2026年11月12日現在、対象者株式を直接所有しておりませんが、光通信ＫＫ　ＬＰＳに出資を行っている無限責任組合員であるとのことです。

（注６）　光通信グループによれば、光通信の連結子会社であるＵＨＰ２は、2026年11月12日現在、対象者株式を直接所有しておりませんが、ＵＨＰ２　ＬＰＳに出資を行っている無限責任組合員であるとのことです。

（注７）　光通信グループによれば、光通信の連結子会社であるエスアイエルは、2026年11月12日現在、対象者株式を直接所有しておりませんが、エスアイエル　ＬＰＳに出資を行っている無限責任組合員であるとのことです。

（注８）　光通信グループによれば、光通信の連結子会社であるオプタは、2026年11月12日現在、対象者株式を直接所有していないとのことです。

（注９）　光通信グループによれば、2026年11月12日においては、本現物分配により、ＵＨ５が4,000株（所有割合：0.07%）、光通信が3,600株（所有割合：0.06%）、ＵＨＰ２が2,900株（所有割合：0.05%）、エスアイエルが300株（所有割合：0.01%）、オプタが2,600株（所有割合：0.05%）を所有することとなることが予定されているとのことです。

（注10）　光通信グループによれば、本現物分配は、それぞれ本現物分配を実施する日以前１年以上継続して法第27条の２第７項第１号に定める形式的特別関係者の関係にある者の間で行われるものであるため、いずれも法第27条の２第１項ただし書、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第３条第１項に定める適用除外買付け等に該当するとのことです。

また、公開買付者は、本株式併合の効力発生後実務上合理的に可能な限り早い日（2027年３月下旬頃）（以下「本自己株式取得日」といいます。）において、本自己株式取得日時点でプラスフジが所有する対象者株式の全て（本株式併合の効力発生の直前時点において500,000株（所有割合：9.00%））及びＨＴＩＯが所有する対象者株式の全て（本株式併合の効力発生の直前時点において683,400株（所有割合：12.30%））について、対象者による自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を実施し、対象者の株主を公開買付者のみとすることを予定しております。

公開買付者は、本自己株式取得は、プラスフジ及びＨＴＩＯにおいて、法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを考慮し、本公開買付けにおける対象者株式１株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の最大化と株主間の公平性を両立させることができるとの考えの下、実施することとしたものであり、本現物分配は、本公開買付けの成立後、公開買付者が対象者に要請する予定の対象者の株主を公開買付者、プラスフジ及びＨＴＩＯのみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の実効性を確保しつつ、本自己株式取得の対象となる対象者株式数を増加させることを目的として行うものです。

なお、公開買付者は、加藤氏ら及び光通信グループから提供された情報を踏まえて、本自己株式取得が行われた場合のプラスフジ及びＨＴＩＯの税引後手取り額が、仮にプラスフジ及びＨＴＩＯが本公開買付けに応じた場合に得られる

税引後手取り額とそれぞれ実質的に同等となるよう、本不応募株式（プラスフジ）の本自己株式取得に係る株式併合前の１株当たりの自己株式取得価格を1,195円、本不応募株式（ＨＴＩＯ）の本自己株式取得に係る株式併合前の１株当たりの自己株式取得価格を1,388円とすることを予定しているため、公開買付価格の均一性（法第27条の２第３項）の趣旨に反するものではないと考えております。

また、本現物分配予定先が本現物分配により取得する対象者株式（所有株式数の合計：13,400株、所有割合：0.24%）は、本自己株式取得の対象とはせず、本スクイーズアウト手続の対象となることが予定されているため、本現物分配予定先が対象者の一般株主と異なる利益を享受することはありません。

２．公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

アイビーシー株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

2026年11月12日（木曜日）から2026年12月24日（木曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

③ 期間延長の確認連絡先

該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格

普通株式１株につき、金1,490円

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	4,360,641（株）	2,508,200（株）	―（株）
合計	4,360,641（株）	2,508,200（株）	―（株）

（注１） 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（2,508,200株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注２） 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である4,360,641株を記載しております。これは、本基準株式数（5,557,441株）から本不応募株式（1,196,800株）の数を控除した株式数です。

（注３） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注４） 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 応募の方法及び場所

公開買付代理人

東海東京証券株式会社　　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人（以下「公開買付復代理人」といいます。）を選定しています。

マネックス証券株式会社（復代理人）　　東京都港区赤坂一丁目12番32号

（東海東京証券株式会社から応募される場合）

① 本公開買付けに応募しようとする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の16時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください（ただし、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続ください。）。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。

② 本公開買付けに係る株券等の応募の受付けにあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等が当該証券取引口座に記録管理されている必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付けは行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の株主名簿管理人（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）の特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は株主名簿管理人の特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了している必要があります。（注１）

③ 公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される際には、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類の提出をお願いします。（注２）

④ 上記②の応募株券等の振替手続及び上記③の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

⑤ 応募の受付けに際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

⑥ 外国の居住者である株主（法人株主等を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

⑦ 日本の居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注３）

（注１） 対象者指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

対象者指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由で行う場合は、当該株主名簿管理人に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は当該株主名簿管理人にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

（注２） マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類の提出について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の個人番号又は法人番号確認書類が必要になります。また、応募株主等が外国要人等（外国PEPs）に該当する場合は、その旨を申告していただく必要がございます。なお、個人番号又は法人番号確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお問い合わせください。

＜個人の場合＞

次の表の①から③のいずれかの組合せによるマイナンバー（個人番号）確認書類及び本人確認書類等の提出をお願いいたします。なお、マイナンバー（個人番号）のご提供をいただけない方は、公開買付代理人である東海東京証券株式会社にて口座開設を行うことはできません。

また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している方であっても、氏名、住所、マイナンバー（個人番号）等を変更する場合にはマイナンバー（個人番号）確認書類及び本人確認書類等の提出が必要になります。詳細については公開買付代理人へお問い合わせください。

	個人番号確認書類	マイナンバー（個人番号）受入れのための本人確認書類
①	個人番号カード（裏面コピー）	・個人番号カード（表面コピー）
②	通知カード（コピー） 通知カードに記載されているお客さまの氏名、住所及び個人番号に変更がない場合のみ、ご利用いただけます。	・以下の書類のいずれか１つ（コピー） 運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート（住所、氏名、生年月日が確認できるものに限ります。））、在留カード または ・以下の書類のいずれか２つ 住民票の写し（原本）、住民票記載事項証明書（原本）、各種資格確認書、印鑑登録証明書、国民年金手帳、身体障害者手帳のコピー （住民票の写し及び住民票記載事項証明書並びに印鑑登録証明書については、発行日から６ヶ月以内の原本が有効） （以下「確認書類」といいます。）
③	マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写し（原本） 又は 住民票記載事項証明書（原本）	・確認書類のいずれか１つ （ただし、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を除きます。）

なお、顔写真のない本人確認書類をご提出くださった場合には、他の本人確認書類の提出をお願いするか、又は書留等の転送不要郵便物等を郵送し取引時確認をさせていただきます。

＜法人の場合＞

「法人番号指定通知書」の写し、又は、国税庁法人番号公表サイト（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）から印刷した法人番号が印刷された書面及び本人確認書類（登記事項証明書、官公庁から発行された書類等（６ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの））が必要になります。

なお、法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の確認書類のいずれかの１つのコピーのご提出が必要となります。

また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している法人であっても、法人名称及び所在地を変更する場合には法人番号確認書類及び本人確認書類が必要になりますので、詳細については、公開買付代理人へお問い合わせください。

＜外国人株主の場合＞

常任代理人に係る上記本人確認書類及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の住所地の記載のあるものに限ります。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には、日本国政府の承認した外国政府若しくは権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるものが必要になります。

（注３） 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

日本の居住者の個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願いします。

（マネックス証券株式会社から応募される場合）

① 応募株主等は、公開買付復代理人のホームページ（https://www.monex.co.jp）画面から所要事項を入力することでWEB上にて公開買付期間の末日の午後４時までに申し込む方法にて、応募してください。ただし、マネックス証券株式会社で応募する応募株主等は、日本国内に居住される個人の方に限ります。

② 対象者株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付復代理人に開設した応募株主等名義の証券総合取引口座（以下「応募株主等口座（公開買付復代理人）」といいます。）に、応募する予定の対象者株式が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の対象者株式が、公開買付復代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付復代理人に開設した応募株主等口座（公開買付復代理人）へ応募株券等の振替手続を完了していただく必要があります。なお、特別口座から、公開買付復代理人の応募株主等口座（公開買付復代理

人）に株券等の記録を振り替える手続の詳細につきましては、上記特別口座の口座管理機関にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

③　本公開買付けにおいて、公開買付代理人及び公開買付復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付けは行われません。

④　公開買付復代理人に証券総合取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券総合取引口座を開設していただく必要があります。証券総合取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注４）が必要となります。

⑤　日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等にかかる売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注５）

⑥　応募の受付に際し、公開買付復代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を郵送により交付します。

⑦　応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

（注４）　ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等について

公開買付復代理人であるマネックス証券株式会社において新規に証券総合取引口座を開設して応募される場合には、次のマイナンバー（個人番号）又は法人番号を確認する書類及び本人確認書類等が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー（個人番号）を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。詳しくは公開買付復代理人のホームページ（https://www.monex.co.jp）にてご確認ください。

＜個人の場合＞

マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と本人確認書類（氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの。発行日より６ヶ月以内のもの、また、有効期限のあるものはその期限内のもの。）が必要となります。

オンラインでの口座開設をご希望の方

マイナンバー確認書類	本人確認書類
個人番号カード（両面）	不要
通知カード	運転免許証

郵送手続での口座開設をご希望の方

マイナンバー確認書類	本人確認書類	
個人番号カード（両面）	不要	
通知カード	顔写真付き （右記のいずれか１点）	運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳　等
	顔写真なし （右記のいずれか２点）	住民票の写し、各種資格確認書、各種年金手帳、印鑑登録証明書　等
マイナンバーの記載された住民票の写し	「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の下記のいずれか１点 運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳、各種資格確認書、各種年金手帳、印鑑登録証明書　等	
マイナンバーの記載された住民票記載事項証明書		

※個人口座の開設をご希望の未成年の方、外国籍の方、他国に納税義務のある方、及び法人口座の開設をご希望の方につきましては、郵送手続での口座開設となります。また、ご提出いただく書類も上記と異なります。公開買付復代理人のホームページ（https://www.monex.co.jp）にてご確認ください。

なお、公開買付期間中に新規に取引口座を開設される場合は、公開買付復代理人にお早目にご相談ください。

（注５）　株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身で判断いただきますようお願い申し上げます。

(7) 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称

東海東京証券株式会社　　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号

マネックス証券株式会社　　東京都港区赤坂一丁目12番32号

(8) 決済の開始日

2026年12月30日（水曜日）

(9) 決済の方法

（東海東京証券株式会社から応募される場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した金融機関口座へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の証券取引口座へお支払いします。

（マネックス証券株式会社から応募される場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します。

(10) 株券等の返還方法

下記「(11) その他買付け等の条件及び方法」の「①　法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②　公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日の翌営業日）以後速やかに、応募が行われた直前の記録に戻す（公開買付代理人の証券取引口座に記録する。）ことにより返還いたします。

(11) その他買付け等の条件及び方法

①　法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,508,200株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,508,200株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

②　公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第１項第１号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第３号イ乃至チ及びヌ、第５号（ただし、府令第26条第４項第４号、第５号及び第７号に定める事項に限ります。）、同条第２項第３号乃至第６号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第１項第３号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③　買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の６第１項第１号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第１項に定める行為を行った場合は、府令第19条第１項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④　応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

（東海東京証券株式会社から応募される場合）

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の16時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の16時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

東海東京証券株式会社　　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号

（その他東海東京証券株式会社全国各支店）

（マネックス証券株式会社から応募される場合）

契約の解除については、公開買付復代理人のホームページ（https://www.monex.co.jp）画面から所要事項を入力する方法、又は、公開買付期間の末日の午前12時までに、公開買付復代理人のお客様ダイヤル（電話番号：0120-846-365　携帯電話からは03-6737-1666）までご連絡いただき、解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

マネックス証券株式会社　　東京都港区赤坂一丁目12番32号

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「(10) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤　買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の６第１項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥　訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第27条の８第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして府令第24条第６項で定める場合を除き、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲にとどまる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦　公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第９条の４及び府令第30条の２に規定する方法により公表します。

⑧　その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付開始公告又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

３．公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

OPI・ITホールディングス株式会社

（東京都港区浜松町二丁目４番１号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町２番１号）

以　上

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月		2021年９月	2022年９月	2023年９月	2024年９月	2025年９月
売上高	（千円）	2,013,300	1,501,125	1,900,885	2,184,658	―
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	273,928	△22,606	234,145	411,412	―
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	（千円）	197,047	△17,544	70,369	251,575	―
包括利益	（千円）	210,476	79,065	18,497	219,886	―
純資産額	（千円）	1,751,150	1,830,815	1,827,194	1,991,786	―
総資産額	（千円）	3,260,054	3,255,762	3,264,088	3,329,495	―
１株当たり純資産額	（円）	316.81	331.10	330.45	360.21	―
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	（円）	35.66	△3.17	12.73	45.50	―
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	35.35	―	12.67	45.32	―
自己資本比率	（%）	53.7	56.2	56.0	59.8	―
自己資本利益率	（%）	12.0	―	3.9	13.2	―
株価収益率	（倍）	25.18	―	47.84	11.93	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	446,445	342,787	431,645	354,419	―
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△319,737	△199,383	△76,363	164,523	―
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△50,656	△42,197	△139,860	△165,963	―
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	1,305,110	1,406,317	1,621,738	1,974,717	―
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	（名）	89 〔―〕	87 〔―〕	86 〔―〕	81 〔―〕	― 〔―〕

（注）１．第20期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式はあるものの１株当たり当期純損失のため記載しておりません。

２．第20期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失のため記載しておりません。

３．従業員数は就業人員であります。なお、従業員数は対象者グループから対象者グループ外への出向者を除いております。

４．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第20期の期首から適用しており、第20期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

５．対象者は、第22期において連結子会社であった株式会社サンデーアーツの事業譲渡に伴い、連結財務諸表における同社の重要性が乏しくなったことから、連結の範囲から除外し連結対象子会社が存在しなくなったため、第23期より連結財務諸表を作成しておりません。これにより第23期の連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(2) 対象者の経営指標等

回次		第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月		2021年９月	2022年９月	2023年９月	2024年９月	2025年９月
売上高	(千円)	1,886,111	1,387,388	1,750,808	2,091,026	2,404,511
経常利益又は経常損失（△）	(千円)	279,969	△45,347	195,605	395,458	574,648
当期純利益又は当期純損失（△）	(千円)	141,093	△39,248	39,966	230,171	410,714
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	―	―	―	―	20,422
資本金	(千円)	442,930	443,230	443,230	443,230	447,430
発行済株式総数	(株)	5,721,600	5,723,600	5,723,600	5,723,600	5,751,600
純資産額	(千円)	1,738,146	1,796,107	1,762,084	1,905,273	2,273,076
総資産額	(千円)	3,194,636	3,186,739	3,143,574	3,240,080	3,739,294
１株当たり純資産額	(円)	314.46	324.83	318.67	344.57	409.01
１株当たり配当額 （１株当たり中間配当額）	(円)	― (―)	4.00 (―)	6.00 (―)	8.00 (4.00)	12.00 (6.00)
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	(円)	25.53	△7.10	7.23	41.63	74.07
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	25.31	―	7.20	41.46	―
自己資本比率	(%)	54.4	56.4	56.1	58.8	60.8
自己資本利益率	(%)	8.5	―	2.3	12.6	19.7
株価収益率	(倍)	35.17	―	84.23	13.04	13.58
配当性向	(%)	―	―	83.0	19.2	16.2
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	―	―	―	701,470
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	―	―	―	△125,497
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	―	―	―	△88,054
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	―	―	―	―	2,414,134
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	72 〔―〕	74 〔―〕	77 〔―〕	80 〔―〕	82 〔―〕
株主総利回り （比較指標：配当込みTOPIX）	(%) (%)	78.8 (127.5)	41.1 (118.4)	54.3 (153.7)	49.2 (179.2)	90.9 (217.8)
最高株価	(円)	1,400	957	859	658	1,151
最低株価	(円)	839	400	375	403	470

(注) １．第20期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式はあるものの１株当たり当期純損失のため記載しておりません。また第23期については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．第20期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。

３．配当性向につきましては、第19期は配当を行っておらず、第20期については当期純損失のため記載しておりません。

４．従業員数は期末現在の就業人員であります。なお、従業員数は対象者から他社への出向者を除きます。

５．第22期までは連結財務諸表を作成しておりますので、第22期までの持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
６．最高株価及び最低株価は、2022年４月３日以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年４月４日以降については東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
７．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第20期の期首から適用しており、第20期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。